

## グリーン電力証書の追加性に関する補足資料

-クリーン開発メカニズム (CDM)・共同実施 (JI)・主な VER 認証基準の追加性-

### (1) CDM における追加性評価

京都議定書 12 条に基づく CDM プロジェクトは、排出枠の設定されていない非附属書 I 国において附属書 I 国が実施するものである。CDM は、附属書 I 国が非付附属書 I 国で得た排出枠により自国の排出枠を増加させることができるメカニズムであるため、その排出枠を生み出す CDM プロジェクトには、厳格に追加性を実証・評価することが求められている。

現在、登録済みである CDM プロジェクトの多くは、追加性を実証するために CDM 理事会が承認した追加性の実証・評価ツールに基づいて審査されている。このツールでは、CDM プロジェクトの追加性を財務分析又は障壁分析及び普及度分析から評価しており、プロジェクトの追加性が厳しくチェックされる。追加性の実証・評価ツールの概要を図 1 に示す。

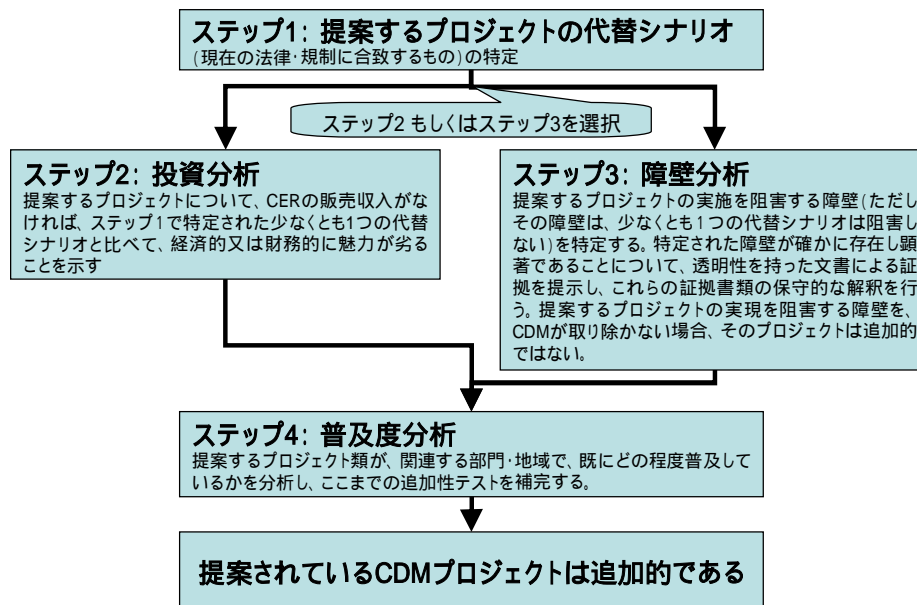


図 1 追加性の実証・評価ツールを用いた追加性証明の流れ<sup>1</sup>

### (2) JI における追加性評価

京都議定書 6 条に基づく JI は、排出枠が設定された国同士が協力して実施するプロジェクトからクレジット (ERU) が発行されるものであり、この 2 国間でクレジットを取引しても 2 国間の総排出枠の量は変わらないが、JI プロジェクトがなかった場合に比べて排出削減又は吸収増大が追加的でなければならない。こうした JI では、ERU の発行をホスト国が決める方式 (トラック 1)、そ

<sup>1</sup> IGES (2008 年) 図解 京都メカニズム 8.0 版を元に作成

して宿主国が京都メカニズム参加資格を有していない場合の方式(トラック2)がある。

トラック2では、CDMと類似した手順でERUが発行されることとなる。この場合は、CDMと同じくベースラインの設定及びモニタリング計画の策定等を行い(CDMの方法論を使用することも可能)、JIプロジェクト設計書(JI-PDD)を作成することになる。また、CDMと同じく設定したベースラインと比較してプロジェクトが追加的であることを証明する必要がある。

### (3) VCS等の民間団体が策定・運営するVER認証基準の追加性評価等

#### 追加性の実証・評価

VER認証基準の特徴の1つとしては、プロジェクトの宿主国を非附属書I国に限定しておらず、附属書I国や京都議定書を批准していない米国でのプロジェクトも対象としていることが挙げられる。代表的な認証基準は、いずれの場合もプロジェクトベースでベースライン&クレジット方式でクレジットを発行する方法であり、CDMもしくはJIのトラック2方式に類似した方法(CDMの追加性の実証・評価ツールも使用可能)であると言える。

ただし、CDMと同じ追加性の実証・評価ツールを使用したとしても、その評価結果を判断するのがCDMと同じ組織(CDM理事会)ではないため、結果としてCDMと同じ基準で判断されているか比較検討するのは難しい。この点について、世界自然保護基金(WWF)が公表した認証基準の評価報告書<sup>2</sup>では、代表的なVER認証基準であるGold Standard、Voluntary Carbon Standard(VCS)、VER+の追加性の実証方法への評価が行われており、代表的なVER認証基準の追加性の実証・評価について、CDMと比較しても遜色ないと評価されている。

#### その他

追加性の実証以外の手順についても、VCSやVER+の認証手順は基本的にはCDMに準じている。実際に取引されているクレジット価格も、前述した報告書によるとVCSやVER+で5~15€/t-CO<sub>2</sub>となっていることから、VER認証基準には一定の評価が与えられていると考えられる。

以上

---

<sup>2</sup> Kollmuss A. et al. (2008) Making Sense of the Voluntary Carbon Standard: A Comparison of Carbon Offset Standard